

中国法は公平か——古典学者章炳麟の中国法批判——

小林 武

はじめに

こんにちは。私は京都産業大学名誉教授の小林武です。今日は、「中国法は公平か——古典学者章炳麟の中国法批判——」というテーマでお話しさせていただきます。

始める前に、こういう話す機会を与えてくださった愛知大学人文社会学研究所所長宇佐美一博先生、そして、上田謙太郎先生、研究所の先生方にお礼を申し上げます。ありがとうございます。では、始めます。

今日、このテーマを選びましたのは、公開講座のテーマである「東アジアにおける異文化理解と受容の諸相」にかなっているのではないかと考えたからです。中国において、法律の近代化は、今から一〇〇年ほど前、二〇世紀の初めに始まります。一九世紀に中国は西洋に出会いますが、中国の法の考え方は西洋と大きく異なっています。しかも、中国法の近代化には、日本が大きく関わっているのです。この多文化の出会いを、古典学者章炳麟の中国法批判を例にして考えてみようというわけです。

しかし、章炳麟といいますが、ご存じない方が多いだろうと思いますので、ご紹介します。章炳麟は古典学者で、一九一一年に起こりました辛亥革命の思想的リーダーです。その彼が「中国法は公平ではない」と批判をしました。

もちろん、彼は西洋の法律がそのままでもいいと言ったわけではありませんし、また中国法を全てもいいと言ったのでもありません。生命の重視とか、官僚と民衆との平等といった近代的な考え方に似たものが中国法にありはしないか。彼はこの点について検討したわけですが、これが今日お話しするテーマです。

この章炳麟の例は、「異文化の理解と受容」という点で公開講座のテーマにかなっていますし、昨今の香港の問題、すなわち、中国と法の問題や中国の法治について考える契機になるのではないかと考えた次第です。

そこで、「中国法は公平か」というテーマを、三つの部分に分けてお話をいたします。一つは「章炳麟はどんな人か」です。二つは「清末という時代」。清朝末期は、富国強兵が国家目標になった時代で、現代中国の原点です。そして、三つ目は「章炳麟の中国法批判」。章炳麟はいかに中国法を批判したのか。この三点についてお話をしたいと思います。

一 章炳麟はどんな人か

章炳麟はどんな人か

まず一つ目の「章炳麟はどんな人か」です。章炳麟といいますが、初めてこの名前を聞かれる方が多いかと思えます。中国では、章炳麟は有名ですが、日本ではそれほど知られていません。ご紹介します。

彼は一八六九年に生まれて、一九三六年に死にました。日本でいいますと、明治、大正、昭和の初めぐらいにかけて活躍した人です。彼は浙江省余杭の出身で、その近くには紹興酒で有名な紹興の町があります。南方の人なのですね。

章炳麟は古典学者です。研究については言えば、考証学と呼ばれる実証主義的な立場に立って研究をしました。そし

て、満洲族の王朝である清朝を打倒しようという革命の思想を唱えました。彼は辛亥革命の思想家です。

学者でありながら革命思想を唱えたので、指名手配され、また筆禍事件をおこして牢屋にも入りました。そして、民国になってからは、袁世凱を批判して幽閉されたりもしています。ですから、いわゆる学者からイメージされる、静かに書齋にこもって本を読むタイプの人とは違って、非常にアクティブであり、その一方で苦しい目にも遭っている人なのです。

彼は日本とも関係があり、日本に三回ほど来ています。時期としては明治の終わりくらいで、日本の書籍から、西洋近代について知的刺激を受けています。



(図1)



章太炎(前排右二)与留日学生合影。

(図2)

これは章炳麟の和服姿の写真です（図1）。頭部をご覧ください。清朝という王朝は、満州族の政権で、臣民に弁髪を強制しましたが、彼は弁髪をしていません。断髪をして、清朝に抵抗する意志表示をしたのです（弁髪は後頁にある図10参照）。

図2は、章炳麟（前列右から二人目）と日本留学生が映っています。当時、日本には、八千人から一万人ぐらいの留学生が来ていました。留学生が非常に多いのは、日清戦争や日露戦争の勝利が日本に注目させたからです。章炳麟は留学生に中国文化について講義をしたりしているのですが、その留学生たちと一緒に写真を撮ったものがこれです。

図2では、前列の人たちは和服を着ていますが、後列は学生服です。共通しているのは、弁髪をしていない点です。この和服の着用についてですが、当時、一九世紀後半期から二〇世紀初め頃、和服は中国の古代の礼服に似ているという理解があり、着るのにそれほどの抵抗感がなかったものと思われまます。章炳麟はナシヨナリストですが、やはり抵抗感がなく、和服の写真が残っているわけです。

章炳麟の著作

図3は、章炳麟の著作の一部です。その中に『廬書』という書物がありますが、彼の主著の一つで、思想的な書物です。これについては後ほどお話をします。古典研究の分野では、『春秋左伝読叙録』があり、儒教経典の『春秋左伝』に対する彼の考え方を述べたものです。また、『新方言』という書物は、伝統的言語学の研究書です。章炳麟は伝統的言語学（小学とよぶ）の大家でした。さらに諸子学方面には、例えば『莊子解詁』があり、諸子百家の中の道家に属する莊子を実証主義的に研究した本です。それから総論的な『國故論衡』があります。これは後でお話をします。そして、『齊物論釈』があります。これは、『莊子』齊物論篇を仏教や西洋近代哲学に借りて解釈した思想的な書物で

す。このように彼には非常に幅広い業績があります。

【著作】

- 『廬書』(一八九九、一九〇四)
- 『春秋左伝読叙録』(一九〇七)
- 『新方言』(一九〇九)
- 『莊子解詁』(一九〇九)
- 『国故論衡』(一九一〇)
- 『齐物論釈』(一九一〇)
- 『検論』(一九一四、『廬書』の増訂)
- 『章氏叢書』(一九一五) など

(図3)



(図4)

そこで、『廬書』(図4)について、もう少し説明します。本書は彼の思想的な書物の中では大著と呼べるもので、何度も本書を書き換えていて、彼の思想展開を反映しています。「廬」字は難しい漢字ですが、急迫という意味です。危機感を表した書として、彼は清末という時代や学術、あるいは思想的なことなど、さまざまに書いています。ところが、その文体が非常に難しい上に、使っている言葉も難しい。それで、弟子である作家の魯迅は、『廬書』が「読みづらかった」と師を回想した中で述べています。しかし、内容の充実度から、本書はこの二千年間における七〇八

部ほどある優れた書物の一つだと絶賛されています。

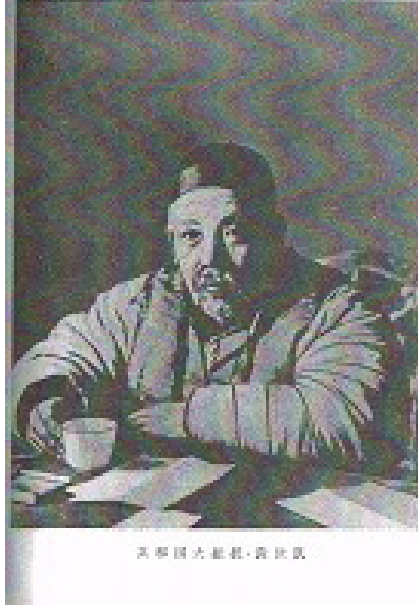
戦う学者

章炳麟評価については、魯迅のものが有名です。魯迅は『阿Q正伝』や『狂人日記』の作者として知られていますね。魯迅は東京で章炳麟に学んだ弟子ですが、章炳麟を次のように評価しています。

「私が太炎先生ありと知ったのは、……、彼が康有為を排撃したことと、鄒容の『革命軍』の序文を書いて、ついに上海の租界の監獄に監禁されたことのためであった」（『太炎先生に関する二、三のこと』、『且介亭雜文 末編』所収、一九三六年。松枝茂夫訳『魯迅選集』第一二巻、岩波書店）

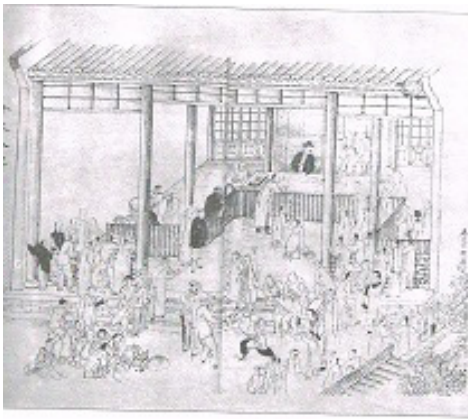
太炎というのは章炳麟の号ですが、魯迅は章炳麟の革命性を高く評価しています。康有為というのは、満洲族と漢族との融和を説いて清朝の改良を唱えた人です。章炳麟は、康有為が融和を説くので批判をしたわけです。また、上海の租界の監獄に監禁されたというのは、後に触れますが、筆禍事件を起こして牢屋に入ったことです。魯迅は章炳麟の学者性よりも戦闘的であったことを評価しています。続いて、こう高く評価しています。

「太炎先生は大勲章を根付けにして、総統府の門に臨み、袁世凱が野心を包蔵しているのをくそみそに罵倒されたことは、世に並んで第二人はなかった。これこそは先哲の精神であり、後生の模範である」（同上）



其學國大總統・袁世凱

(図5)



(図6)

袁世凱というのは、中華民国の初代大統領ですが（図5）、彼が再び皇帝になろうとしたので、章炳麟は反対しました。ところが、章の影響力の大きさから彼を幽閉しました。章炳麟は辛亥革命の功労者として大勲章をもらうのですが、それを扇子の根付けにして罵るわけで、反抗精神の持ち主であったことをしめす情景です。

魯迅がわざわざ戦闘性を評価しようとしたのは、当時あった「章炳麟先生は古典学者だ」という評価に対して、違う、そうではない、と言いたいからです。古典学者にとどまらず、むしろ戦う学者であったことを魯迅は思い起させようとしていたのです。当時、中国は西洋近代文明の洗礼をうけ、章炳麟が唱えた国学や古典研究は、古めかしさの埃をかぶり始めていました。魯迅は、埃をはらい別の顔を洗い出そうとしたわけです。

上海会審公堂―租界の裁判所

章炳麟は上海租界の監獄に入りましたが、今、この裁きをした上海租界の裁判所について、見てみましょう。中国法制の様子が少し分かります。

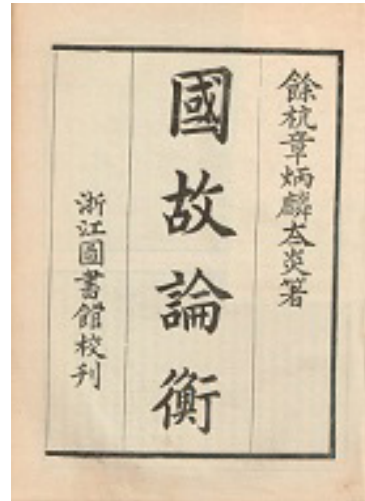
さて、図6は上海租界の裁判所の図です。租界というのは、アヘン戦争以降、西洋列強によって租借された区域です。旅順・大連や威海衛など各地にありましたが、上海にも英米・フランスなどの租借地があつて、そこは治外法権なので、中国の役人以外に、租借地の領事が同席して裁判をしていました。これが上海租界の裁判所で、会審公堂と言います。章炳麟の裁判では、英国の領事が立ち会いました。

さて、章炳麟はここで裁判を受けて、三年間、牢屋に閉じ込められました。一日八時間の裁縫作業を課せられましたが、彼は時に差し入れられた仏典を読んで、仏教関係の知識から哲学的な思索を深めていくこととなります。牢屋に入ったとはいえ、思想展開の上からみると、この時期は章炳麟にとって非常に重要であつたと言えます。

国学という形で伝統学術を総合

図7は、『国故論衡』という章炳麟の名著の一つです。「国故」といいますのは、中国の伝統的な学術のことです。「国学」と呼んだりもしますが、西洋近代文化を極めて意識しています。章炳麟は自分たちの伝統学術を「国故」と称して、小学（伝統的言語学）・文学・諸子学の三分野にわたって総合的に検討したものが本書です。

章炳麟は、個々の古典研究の分野で業績を上げていますが、その特徴を窺えるのが「国故」、中国の伝統学術を西洋を意識した上で総合的に研究したところです。つまり、中国の学術を西洋に対抗させたいという思いが非常に強いと言えます。彼は、全然西洋のことを知らないで、「中国は素晴らしい」と言ったわけでは全くありません。主とし



(図7)

て日本の書籍を通して、西洋に関する知識を得ています。知的に触発される所も多く、そうした上で、中国は西洋とどこが違うのかについて考えたわけです。中国文化の独自性というものを探ろうとしたわけです。ですから、本書は、近代的な目で中国の伝統学術を捉え直そうとした試みと言えます。

章炳麟の考え方―懐疑精神

章炳麟の考え方の特徴は何かと言いますと、懐疑する、疑うということです。懐疑する眼という表現もできます。それは「こういうものは絶対的なんだ」という考え方をしないことで、「それはおかしいのではないか」と考え続けることです。

例をあげましょう。今から一〇〇年ほど前、「社会扶助は公理だ」という考え方が流行していました。社会扶助、助け合いを公理として人に要求するのです。この風潮に対して、章炳麟はどういうふうに答えたかと言いますと、まず「公理って何だ」と問いました。そして「公って何だ」と続けます。さらに「理って何だ」と考えてゆきます。つまり、基本的概念を一々問うことにより、公理だから、その通りにしなくてはいけないのかと問いかけるのです。そこで、彼は「公」を皆が当たり前として認めている物事の意味だと答え、「理」とは筋道だから、「公理」というのは、皆が当たり前だと思つて認めている物事の境界線のことだと指摘します。つまり、「公理」は共同認識の範囲のことだと言うのです。公理というのは、皆が当然だと思つて認識している範囲ということですから、章炳麟からすると、それは、皆が当たり前だと思つて、一々考えませんから、考え方を既成の枠にはめて縛り付けることになる。だから

こそ、疑って見ないといけないと議論を展開させてゆくのです。懷疑は、章炳麟の考え方の強い特徴です。章炳麟は古典学者ですけども、彼を哲学的と呼べるのは、こういう懷疑主義という考え方があったからだと考えられます。以上、章炳麟の紹介は終わりましたので、章炳麟の中国法批判に入る前に、その背景を知るために、清末という時代についてお話をします。

二 清末という時代―富国強兵が国家目標になる

清末という時代

さて、二つ目は清末という時代についてです。この清朝末期は、中国が西洋に出会った時代で、非常に大きく変化を遂げる時期です。法制のみならず、体制そのものが変化を迫られたので、この背景を抜きに章炳麟の中国法批判というのは語れないのです。

清朝という王朝は、だいたい日本でいいますと、江戸時代と明治時代に相当する王朝です。清末というのは、一九世紀後半から二〇世紀初めあたりを指します。日本であれば、明治時代にだいたい並行しています。

清末に中国は、二つの大きな経験をします。一つは、一九世紀に中国が植民地に転落することです。西洋に敗戦することによって、植民地になるという屈辱的な経験を初めてするわけです。そして、もう一つは、中国が伝統的に当然と考えてきた「天下」という考え方が動揺することです。すなわち、自分は天下の中心にあって一番偉いという中華意識がぶちのめされるのです。植民地になれば、自分で思うような統治ができませんし、文化的にも自信を喪失し

ます。この事態から中国が何を学んだかという点、国民国家とか主権という西洋的な考え方です。植民地になって中華意識も動揺し、その反面として国民国家と領土・主権といった考え方に触れて、それを学んでいく時期でもあったわけです。植民地状態から脱するには、主権の問題について考えざるを得ないのです。

中国が植民地になったのは、アヘン戦争に敗れたからです。アヘン戦争は、一八四〇年から四二年あたりに行われたイギリスとの間の戦争です。中国は、歴史的に見て、周辺部の異民族に支配されることは、たびたびありました。しかし、支配されても、周辺部の異民族はレベルが低くて、中国文化を受け入れるという経験をしてきたのですが、西洋の場合は、そうはゆきませんでした。植民地になるという意味を、中国は五回の戦争を通して学んでいくことになります。一つ目はアヘン戦争。二つ目はアロー号事件で、三つ目はフランスと戦争をした清仏戦争です。そして、四つ目は日清戦争。そして、義和団事件が起こって、やはり敗北をして、植民地状態がますますひどくなっていきます。失ったものは領土や主権であり、傷ついたものは自らが天下の中心にあるという中華意識です。

その結果、中国は、国家目標として植民地状態を脱出したい、そのためには富強国家にならなくては……ということを目標にします。この目標について、日本との関係为例にお話をしますと、日本とでは、まず琉球（沖縄）が問題になりました。そして、台湾が問題になりました。さらに、朝鮮が問題になりました。その帰属が問題になったわけです。つまり、琉球（沖縄）は日本に編入され、台湾は日本の植民地になり、そして、朝鮮が日本に併合されました（琉球と朝鮮は、冊封体制とよぶ中国中心の伝統的な国際秩序に関係します）。中国は、この現実の中から、否応なく領土という考え方、及びそれと結びついた国家主権という考え方を学んでゆくわけです。

今日、南シナ海や東シナ海で中国と関係諸国との間で緊張関係が生まれています。この事態は、中国が主権国家や国民国家という考え方を学んだ結果です。今日の動きは、傷ついた中華意識と崩された国際秩序（冊封体制）を回

復して、近代のトラウマから立ち直りたいという情念が根底にあります。

中国の国家目標と近代化―富国強兵をめざして

中国は植民地に転落をして、そこから抜け出すことと、富強国家になることを目標に掲げました。そのために清末では、三つの近代化の試みをしました。

一つ目の近代化の試みは、洋務運動です。アヘン戦争に敗れて二〇年程もしてから、ようやく軍事力中心の近代化をしようとしたのです。洋務運動は日清戦争に敗れて、失敗だということがわかりました。

そして、二つ目は変法自強運動で、明治維新にならって制度を大きく変えようとなりました。日本と戦って敗れ、大切なのは軍事力ではなく、政治の仕組みや人材育成だということに気が付いたのです。ただ、この変法自強運動は変法維新として結実したか見えましたが、百日ほどで挫折し、実行されたものは多くはありませんでした。

三つ目は新政です。一九〇一年に義和団事件が終わって、ようやく変法自強運動の提案した内容に着手されることとなります。それは、人材育成や法制とか官制の改革などです。

これら三つの近代化の試みに共通するのは、国家主権を強くしたい、富強国家になりたいという思いです。この考え方は、今日でも変わっていません。

「中国の夢・中華民族の偉大な復興」

富国強兵という目標と近代のトラウマについて、少し見てみましょう。今日と関連していることが分かります。

二〇一三年、習近平国家主席が全国人民代表大会で演説をした文章に、次のような文言があります。

「中華民族の偉大な復興という夢は、国家の富強、民族の振興、人民の幸せを実現することである」

「中華民族の偉大な復興」が中国の夢というわけですが、それが二〇一三年になって、ようやく高く掲げられたわけです。アヘン戦争に敗北してから一五〇年あまりたつて、これが唱えられたことになりました。

この「国家の富強」とか「民族の振興」というのが「中華民族の復興」になるわけですけど、これは植民地状態から脱出した上に、世界において中国がリーダーシップをとることを謳い上げたものです。「一带一路」政策がその証です。中国が国際戦略として「一带一路」を掲げてアメリカに対峙し、世界のリーダーの一人になるというわけです。ようやく清末以来の屈辱的な植民地状態が終わり、中国がリーダーになって偉大な復興をしたと宣言しているわけです。富強国家という目標が一九世紀以来の悲願であったことが分かります。

ただし、この演説には、「国家の富強」には言及されても、いわゆる民主化、民衆の意見を聞いてそれをどう吸収するかという点には触れられていません。「国家の富強」と並んで「人民の幸せ」という抽象的な言葉が説かれていくだけです。

立憲化と法制改革

近代化の試みの三つ目として、一九〇一年から始まる新政があります。章炳麟の中国法批判に関係があるのはこの新政ですが、その具体的内容は、三つあります。

まず一つ目は、人材育成です。具体的には学校設立と留学生派遣によって人材を育成しようというのです。ここで

学校というのは、西洋式の新しい学校をつくることです。中国は従来、優秀な人材を科挙という仕組みで選んできました。新政はそれに代わって、新しく小学堂、中学堂、高等学堂、大学堂という学堂制度を設け、国民教育をして、そこから人材を選ぼうというのです。

そして、留学生を派遣することです。留学生を日本に派遣しようというのです。これも実は大変な変革でありました。中国は従来、勉強というのは自国の中でやるだけで十分と思ってきました。しかし、それでは駄目で、新しい知識を西洋から、日本を媒介にして吸収する方向に変えようとしたのです。学堂制度であれ、留学生派遣であれ、従来方式とはまったく違うものですから、非常に大きな教育改革になります。

二つ目は、立憲化と法制改革があげられます。近代的法制を導入し、体制を立憲君主制に改革するというのです。近代法制を導入しようというのは、中国の旧刑律は残酷だと批判されて、領事裁判権を中国に返還する条件になったからです。英米や日本などから領事裁判権を返してもらうために、中国は近代的法制の改革に着手することになります。そして、立憲化は、日本などを参考に富国強兵策として試みられたのですが、これが大きな歴史的な変動を引き起こしたことはいうまでもありません。専制君主制から立憲君主制への改革は、憲法をつくり主権のあり方を大きく変えることです。体制の問題は清朝がもつとも望まない結果（辛亥革命）を生みました。

三つ目は強兵政策ですが、洋務運動以来、これはずっと続けられてきています。

近代法の導入と日本の専門家の招聘

さて、近代法の導入についてですが、これはなかなか簡単なことではありませんでした。といいますのは、中国の法律を西洋近代の法律に置き換えたら済むというものではなかったからです。中国はこれまで独自の法制を体系的に



(図8)

構築してきたのです。

裁判の仕組みを例に取って見ましょう。中国では、従来、行政官が裁判を行いました。西洋のように、裁判官が行政官とは別にいて、検事がいて、弁護士がいるという仕組みを取ってきませんでした。ですから、中国にとって、たんに法律を変えれば済むということではなく、裁判制度も変える必要があります。そのためには法制の意識も変えなければいけません。これはお、お、とです。

その上、中国の法律には、民事と刑事の違いはありません。今の私たちの法律には、刑法と民法、刑事と民事という区別が存在します（国家と個人の権利の範囲がそれぞれ定められているからです）。しかし、中国にはこの区別がないので、この考え方も醸成しないといけないわけです。法制改革は、大変な事業であったわけですから。とはいえ、こういう法制改革が始まるのです。

そして、もう一つは、立憲君主制の採用です。立憲政体に変えようということです。しかし、これは主権のあり方に関わる大変なことでもあります。これまで主権者は君主（皇帝）ひとりだったのに、憲法をつくって民意も反映させようというのですから。憲法を作る際、明治憲法はじめ、外国の諸憲法が参考にされました。

この時に日本から法律の専門家が招かれたのです。岡田朝太郎（刑法）、松岡義正（民法、裁判制度）、志田鉦太郎（商法）、小河滋次郎（監獄制度）といった人たちです。これらの人々と日本から帰国した留学生が中心になって、近代法の導入が進められてゆきます。

こう見ると、日本は清末の法制改革や立憲化に大きく関係していると言えます。

海外憲政視察

図8は、海外に立憲政治を調べに行ったときのものです。中国は、二回海外視察に出かけたのですが、これはイギリス、ドイツ、日本に行ったときの写真です。

なぜ立憲君主制にするのかと言えば、その契機は日露戦争です。日本がロシアに勝ったことは、たんにアジアが西洋に勝ったというだけではなく、清朝の眼には立憲君主制の国家が専制君主制の国家を破った、と映じました。中国が富強国家になるには、立憲君主制がよいと考えたのです。

すると、立憲制だと、国会を設立して、民衆の意見を吸収する必要がありますが、清朝は、そんなことより、あくまでも富強国家の手段として立憲制を考えたのです。

漫画に見るジャーナリズムの冷笑

図9は、清朝の立憲化の試みに対して、民間ジャーナリズムが冷やかに見ていた漫画です。これは『申報』というジャーナルに載りました（一九〇八年）。『申報』は一八七二年に上海で創刊された日刊紙で、一八八〇年代末には最大部数を誇っていました。工商業者や市民に大きな影響力をもっていました。

図9を見ますと、「専制」のランタンと「立憲」のランタンが最前列、中景あたりに「集会禁止」や「新聞条例」、「学取り締め規則」のランタンが下がっています。肝心の「議会」や「国会」、「地方自治」のランタンは明かりがともらず暗いまま、後景にあります。清朝が民意に関しては全く無関心であったことが分かります。

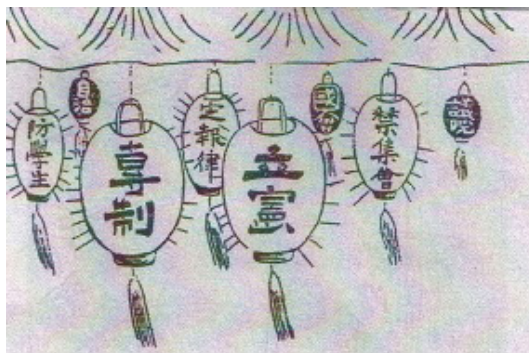


图 5-24-68 《上元灯影》,《申报》,1908年

(图9)



图 5-24-70 《破壁》,佚名,《申报》,1908年

(图10)

立憲化にしても、立憲のランタンは、「立憲」の文字が裏返しになっていますね。しかも「専制」のランタンと並んでいます。つまり、そのいい加減さや全然理解していないことを表しています。中景を見ると、立憲制下では集会の自由があるはずですが、禁止されていたり、新聞条例で取り締まったりしていることが分かります。立憲化の試みとはいえ、これが実態でしたので、『申報』はこうい

う分かりやすい視覚的な批判をやったわけです。

図10も、同じく『申報』からとりました(一九〇八年)。これは実にストレートな表現です。下に専制の台木があって、そこに立憲の接ぎ木をしようとしているのですから。専制の実質に立憲をちょこっと付けようとするが、どだい無理だという漫画です。

最初のところで、章炳麟や留学生は弁髪をしていないと言いましたが、弁髪はこの図10に見ることが出来ず。彼らはこれを切つて断髪にし、抵抗の意思を示したのです。

三 章炳麟の中国法批判

章炳麟の法に対する関心

さて、清末に大きな歴史的変動が起こったことについては説明が終わりましたので、章炳麟の中国法批判についてお話をします。総じて中国の知識人の法に対する関心は低く、清末でも関心をもった人はあまりありませんので、章炳麟をご紹介したいと思います。彼の批判から中国法が公平かどうかを窺い知ることができるでしょう。

さて、章炳麟は法についてどのように考えていたのでしょうか。彼は若い時期から、だいたい三つの方面で関心を持っています。一つは、法は公平に適用することです。二つは、法において犯罪動機を重視する考え方やそうした裁判の仕方についてです。それらに対して極めて批判的でありました。三つ目は、法によって権力を抑制することです。中国では、君主（皇帝）は、法の対象になりません。法を作るのは君主ですから、除外されているわけです。しかし、章炳麟からするとそれはもつての外で、彼はトップの権力者にも法を適用せよと主張したのです。法の普遍的支配と言っても構いません。この三つの方面で、彼は法について考えていました。

少し補足をします。まず法律を公平に適用することですが、中国の法律は、身分関係から、同じ罪を犯しても、刑罰が全然違います。罪と刑が一致しないのです。章炳麟は、それに対して中国法は不公平だと批判をしました。次に、動機を重視するということについてです。なぜその罪を犯したのか。動機ですね。動機が善ければ、同じ罪を犯しても、それは軽いが、悪い動機なら罪は重いと見る考え方が中国にはあったので、その考え方やその種の裁判に対して、彼は批判的であったわけです。

要するに、中国法は、家族や社会の上位者を法的に優遇していますから、それは公平なのかというふうに問題提起

をしたわけです。

公平とは

そこで「公平」ということについて、少し考えておきましょう。それはいかなる意味で、なぜ章炳麟は「中国法は公平か」と問題提起したのでしょうか。ここから彼に問題提起させる時代精神が見えてくると思います。

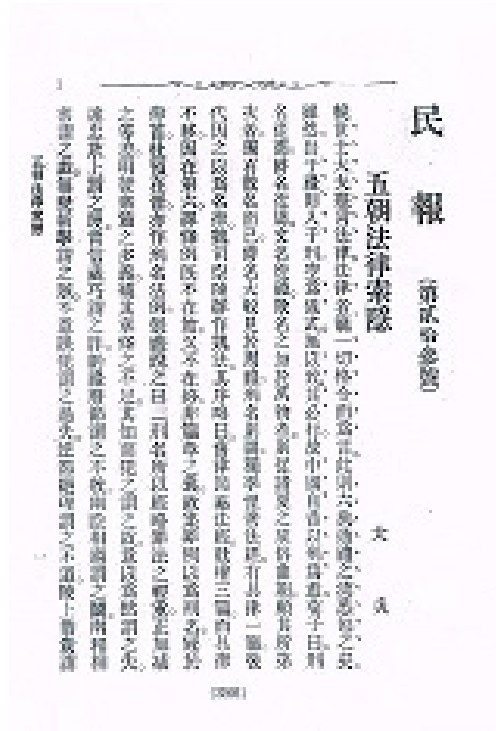
さて、「唐律」という唐の時代の法律があります。それは儒教の影響を強く受けたものであり、中国法の標準です。私たちは中国の法といいますと、戦国時代の『韓非子』など法家をイメージするのですが、この二千年間は、法家のみならず、儒教の影響が極めて強かったのです。

儒教は君臣関係を重視します。皇帝と臣下の関係です。それから親子関係や夫婦関係を重視します。この三つの関係が社会の基本であると考えてきました。ですから、法はこの関係の上位者に有利にはたらくので、不公平だ。逆に言うと、儒教の影響の弱い法はまだ公平だ。しかし、果たしてあったのかどうか。これが章炳麟の問いです。公平・不公平とは、この場合、処罰が平等かどうかであって、権利の平等ではありませんが、平等という近代的な考えが彼に影響していると思います。

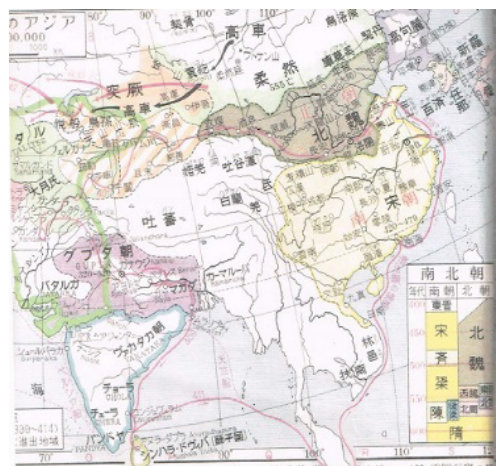
なぜ五朝の法がよいのか

章炳麟は、中国法について、『五朝法律素隠』（中国同盟会機関誌『民報』第二三号掲載）という論文で批判的に書いています。図11は、その一ページ目の写真です。彼は五朝の法がよいのだと言うわけです。では、なぜよいかですね。章炳麟の言う五朝とは、「魏」「晋」「宋」「齐」「梁」という五つの王朝のことです（別の論文では、魏に代えて

陳を入れていきます)。三世紀から六世紀あたりの王朝でして、だいたい南の方の王朝ですね(図12参照)。中国の南方の王朝がよいと言うわけは、中国の黄河流域のあたりは、北方から下りてきた異民族が支配するようになっていて、章炳麟はそれを認めないからです。



(図11)



(図12)

章炳麟はこの五つの王朝の法律がよいのは、「寛大だし、公平で民衆に害が少ない」からだと言うのです。つまり、儒教の影響が弱いのでよいと考えたわけです。漢代の法や唐代の法は非常に厳しいけれども、五朝の法はそれらとは違うというのです。

というのは、五朝の法は法が公平で、同じように罪を犯したら同じように罰を与えるから、民衆に害が少ないというわけです。官民が平等(ただし、処罰の平等)ということになります。官僚制国家で官民が同等に処罰されるので、

近代的な平等に通じるものがある。これが章炳麟の考え方です。

五朝の法に対する視点

さて、章炳麟の『五朝法律索隱』が書かれた時期は、清朝政府が新しい近代的な刑律を作ろうとして、その草案を審議していた頃です。政府で刑律草案の審議をしているのを章炳麟は知っていて、自分は五朝の法がいいんだと論じたわけですね。

その議論には、四つのポイントがあります。まず「生命を重んじる」こと。次に「寄る辺なき民を憐れむ」こと。そして「官吏と平民を公平に扱う」こと。官と民を平等にするというわけです。最後に「富人を抑制する」ことです。この四つのポイントを議論して、五朝の法がそれらの基準にかなっていると論じているのです。

今日、お話しするのは、「生命を重んじる」こと及び「官民を公平に扱う」ことの二点についてです。中国法の性格が分かると思っています。

(図13) 中国の法

まず、中国における法の理解についてお話しします。漢字の「法」という字がありますが、法というのは、どういう意味かというと、刑罰ということですね。真つ直ぐではないものを取り除く、水のように公平に罰するという意味に解かれています。

このことは「法」字のもとの字形を見ると分かります。「法」字はもともと「灋」という難しい字で書きました。「廌」という構成部分は、神妙で不可思議な獣（神羊）を表し、古え、

儒教「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」（『礼記』曲礼上）	
礼	大夫の世界
刑	庶人の世界

裁判の時に悪や真っ直ぐでないものに触れて、それをなくすという考え方があって、それがこの字形に反映しているというわけです。今、われわれが使っている「法」字は、この「鷹」という構成部分を除いた簡略字なのです。

中国では、法を刑罰と理解してきたわけですが、それを西洋の理解と比べてみますと、大きな違いがあります。中国では、法というのは君主（皇帝）の支配の道具です。ですから、その支配秩序を安定させることが大きな目標になります。それで法は刑罰そのものであって、秩序を不安定にする悪を罰することになります。裁判は、中国ではいつも行政の一環としてであって、今日の私たちの場合とは違いがあります。

一方、西洋の法というのは、私たちの法の場合もそうですが、正義の実現ということですが、正義の守ることが正義なわけです。正義や法の考え方は、権利と裏表の関係にあります。ですから、公法と私法、刑事と民事といった区別があるわけです。ところが、中国はそういう権利といった考え方をしなかつたので、刑事と民事、刑法と民法を区別しないことが特徴になります。日本の場合は、裁判は正と不正、正義か正義でないか。これを判定するということが証拠を集めてやっていくわけです。しかし、中国は証拠を集めるというよりは、自白をさせて行うのが基本であったわけです。

中国には、規範として礼と刑という二つの考え方がありました。礼というのは大夫（支配階層）がまず習得すべき規範です。一方、刑というのは庶民が対象になります。法の対象になるのは庶民なのです。そして、刑は礼を助けるものだと考えられました。儒教経典の『礼記』は、「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」と述べています（図13）。つまり、支配階層は刑罰の対象にならないという考え方が強くあつたわけですね。ところが、二〇世紀の初頭になって、この長く続いてきた基本的な考え方を変えなければいけないことになりました。それが近代法の導入という事態でした。しかし、いくら大夫は礼を身に付けるべきだと言われても、現実には罪を犯さないわけではありませ

ん。ですから、どうするかというと、法的な優遇措置を講じました。庶民に法を適用するのは当然ですが、大夫に法を適用する場合には、優遇措置を適用してゆくわけです。今から見れば、非常に不公平ですね。

中国法は、家族関係とか社会関係の下位者、例えば親子関係であれば子や孫ですし、夫婦関係であれば夫人やお妾、君臣関係であれば臣下ですが、そういう者に対して刑罰は厳しいのです。例えば子どもが父親を傷つけたり殴ったりします。そうすると斬刑になります。ところが、父親が子どもを殴っても、これは教育の為ということになり、杖刑（棒たたき）です。父親の場合は棒たたき一〇〇回で済むのに、子どもの場合は斬刑です。また、殺人の場合を見ると、子どもが父親を殺した場合、凌遲と呼ばれる非常に厳しい刑罰を科せられています。体がばらばらにされていくわけです。ところが、父親が子どもを殺しても相変わらず棒たたきの刑一〇〇で済みます。身分の差によって、こういう大きな違いがあるわけです。

ところが、導入されようとした新しい新刑律草案は、西洋法を踏まえて家族関係や社会関係の上下に関係なく、同じように平等に扱うというところに特徴があります。旧刑律と刑律草案には、こういう違いがあるわけです。

中国法は公平か（一）―家族関係の上位者を優遇してよいのか

そこで章炳麟は旧刑律について、不公平ではないのかと問うたわけです。平等に、公平に扱わないといけないと考えたからです。

そこで具体的に章炳麟が論文のなかで挙げた例を見ましょう。「生命を重んじる」ことがポイントになっています。章炳麟は、『南史』と呼ばれる五朝の歴史を書いた書籍の記事を取り上げました。

軍人の朱興の奥さんである周氏は、自分の子どもである道扶が三歳のとき、病気になったので生き埋めにしました。

それで道扶のおばさんが「こんなむごいことを」と言って、お上に訴え出しました。お上は道扶の母を公開処刑にすることをしました。

ところが、この地域を治めていた長官の徐羨之が異議を申し立てました。母親の処刑は、やはり忍びないだろう。生き埋めになったとはいえ、子どもとしての立場もあるはずだ。だから、公開処刑はやめて、罪を減らして辺境送りがいのではないかと論じたのです。『南史』には、そのようにしたと書いてあります。

さて、この記事に対して章炳麟は、次のように考えました。当時の法（晋律）では、両親が子どもを殺した場合、一般の殺人罪と同じように扱ったから、公開処刑になったのだ。それを減刑しようとする徐羨之の考え方はおかしいと。つまり、儒教の考え方だと、親は子どもを殺しても刑が緩くなるが、子どもが親を殺すと厳しくなる。徐羨之の見方は儒教的で、（家族の上位者を特別に見ているので）おかしいと章炳麟は考えたわけです。

ですから、章炳麟は、父母でも子孫でも、殺傷害をした場合、一般人と同じに処罰するのがよいと言っています。身分による処罰の違いは認めない。これが彼の主張です。つまり、まだ五朝の法のほうが「寛大だし、公平で民衆に害が少ない」と言うわけです。

中国法は公平か（2）―役人を優遇してよいのか

次は、役人の法的優遇をめぐる問題です。中国は官僚制国家であり、官僚は儒教を修得することで徳性を身につけた教養人とされてきました。しかし、先ほどもちょっと申しましたように、現実には官僚でも、支配階層の人でも罪を犯すということがあります。したがって、当然、罰をうけることになりましたが、優遇措置が設けてあります。図14はその法的優遇措置の一覧です。

【役人に対する法的優遇措置】

議	「八議」や三品以上の役人
請	五品以上の役人
減	七品以上の役人本人。五品以上の者だと、本人とその家族
贖	官職で罪をあがなう

(図14)

上図に「八議」というのがあります。これは何かというと、八つのグループ、例えば、皇帝の親族、あるいは皇后の親族、皇帝の友達、あるいは高官といった人たちですが、彼らに死罪の判決がでた場合、役人が集まって審議をして、結論が出たら、それを皇帝に上奏するという措置です。最終的には、皇帝がどうするかを決めます。これが「議」という優遇措置です。

「請」とは、五品以上の役人が対象になるのですが、死罪という判決が出た場合、それやはり皇帝に上奏して、「どうしたらいいですか」と決めてもらうことになります。

「減」は刑罰を減らすということですが、中国法には、五つの刑罰があります。その一番重いものは死罪です。その下が流刑で、遠隔地に流します。流刑以下の罪が出た場合は、七品以上なら役人本人、五品以上なら、本人とその家族もすべて、軽減の対象になって、罪をランク減らすことになります。ですから、流刑以下だと、こういう優遇措置があります。

そして最後に「贖」です。「贖」とは、罪をあがなうことです。お金を出してあがなう以外に、あがない方はいろいろあるのですけれども、役人の場合は官職であがないます。自分が今、仕事をしている官職を辞めてあがなうわけですから、実刑に処せられることはありません。官職であがなうとは、給料を下げる罰俸とかランクを下げることです。今日でも減給三カ月とか一年とかいろいろやっていますけれど、ああいう類のことは、中国で始まっていたわけですね。要するに、官僚は法的な優遇措置をいろいろ受けていたということです。役人は罪を犯しても庶民のように拘束されたり尋問を受けたりすることはなく、判決が出て、こうした優遇措置があるのです。

役人がそういう特例の措置を受けるということは、逆に言えば、役人を殺したり傷つけたりしたら、大変なことに

なるわけです。

どういふことかと言えば、中国では古い時代から、役人というものは、あたかも父母のようなものとされてきました。儒教經典の『詩経』にある「民の父母」といふ言葉がそれです。役人を民衆の父母と見て、行政のみならず教化の役目も期待したのですね。ですから、役人を殺すことは親を殺すに等しく、非常に重い罪になりました。

役人と民衆の法的な扱いについて、章炳麟は『宋書』の記事をもとに、当時の法運用を推定し問題提起しています。それはやはり南方の宋という王朝の事例です。統属下にあった民衆が、そこを支配している役人を殺しました。当時の法律（魏晋律）では、そんな場合、一般人の殺害と同じように扱い、もしも赦免されたら、遠隔地に流すことになっていました。ところが、尚書右僕射（右大臣）の劉秀之は、制令を改めて罪を重くなるようにしました。一般人の殺害と同じにしては、民衆がやすやすと役人を殺すことになるからというのです。治安維持のために、もっと厳罰化をするのがよいというわけです。

章炳麟の反論は、こうです。一つは、役人の法的な優遇措置はやめよう。殺人が起こったら、五朝のように、一般人の間での殺人と同じように扱うのがよい、というのです。法は公平にということですね。

それからもう一つ。役人が罪を犯しても、重罪ではなくて、杖刑（棒たたきの刑）になった場合、刑律に書いてあるとおり処罰せよ、と言うのです。というのは、役人は実際には杖刑にあまりならない（唐代以降、賄賂の罪以外、杖刑はあまり科さない）。杖刑になる場合も、服を着た上から軽くたたかれるわけです。しかし、章炳麟は、それはいけないというのです。そして、「贖」（罪を金品であがなう）も認めないと言っています。梁という王朝（五朝の一つ）は、実際に役人に杖刑を科して「贖」はさせなかったから、よいのだと言うのです。

唐代以降、役人に賄賂の罪以外、杖刑はあまり科さないし、科すにしても甘かった。「贖」まで認めるから、中国

法は不公平だと考えたのです。ところが、五朝の法は、そうではなかったのでよい、公平だということです。

四 まとめ

章炳麟は、中国の法が家族関係や社会関係の上位者に有利であり、役人に対して法的な優遇措置があるので、批判をしました。法は公平に、平等に適用するのがよいと考えたからです。彼が「五朝法律索隱」でこのことを書いた頃、清朝は法制改革に着手し、近代法を導入しようとしていました。

それに対して、章炳麟は中国の法を検討して、生命を重視し官民を平等に扱う法が中国にもあったと論じたわけです。生命の重視や法適用の公平さの視点は、西洋の近代的な見方が彼の法に対する関心を触発したものとと言えます。ただし、近代法をソノママ模倣するのを拒み、中国法の可能性をさぐろうとしたのが彼の試みです。中国法の可能性とは、旧律の問題点を批判した上で、法適用の公平さという近代的な芽があるのではないかということです。

章炳麟は、中国とは何か、中国文化とは何かについて考えました。中国の文化的アイデンティティをさぐったわけですが、彼は、中国をただただ素晴らしいといった訳ではありません。あくまでも西洋や日本を意識しながら、それらと比較する中で、中国に近代性の芽をさぐって、中国文化を評価しようとしたわけです。これは二〇世紀の初めにおける文化ナショナリズムの表れと言えるでしょう。もっとも、法の平等といっても、処罰の平等であって、権利上のことではありません。法を処罰と見る点は中国的な発想という他ありませんが、平等や公平の視点が異文化接触によって触発されたことは否めません。

文化ナショナリズムというと、何となく他の国のことを知らないで、というふうに思われがちですが、章炳麟に話

を限れば、彼は、西洋を勉強した上で、中国法の問題点を洗い出したわけです。問題点とは、家族関係や社会関係の上位者に有利であり、役人が優遇されているといったことです。もともと、今から一〇〇年程前は、中国の法制史研究がまだ初期の段階ですから、五朝の法が果たして章炳麟の言う通りかどうかについては、検討の余地があると思います。しかし、彼の意図は非常に明確です。中国法の問題点を洗い出す。そして、中国法のなかにある可能性、近代的なものは何かを探ってみる。それです。

そうした試みを通して中国法の基本的な性格を指摘したのは、章炳麟が初めてです。数十年後に、中国法の社会学的研究がおこなわれるようになりますが、「五朝法律索隱」が書かれた当時は辛亥革命の前で、まだ研究がそこまで行っていない時期です。西洋や日本と接触した時期、章炳麟は中国法を批判的に考察することで、中国と西洋、日本という文化接触について考えていたと言えると思います。

どうもご清聴、ありがとうございました。

【参考文献】

- *『章太炎全集』（三）、上海人民出版社、一九八四年
- *張庸「章太炎先生答問」一九一二年、『太炎最近文録』所収、国学書室、一九一五年
- *章念馳著『我所知道的祖父 章太炎』、上海人民出版社、二〇一六年
- *吳友如 絵・著『晚清社会―風俗百図』、学林出版社、一九九六年
- *韓叢耀等著『中国近代図像新聞史 一八四〇～一九一九』全六卷、南京大学出版社、二〇一一年
- *『詩経』小雅、南有嘉魚之什、南山有台。「樂只君子、民之父母、樂只君子、德音不已」（「樂しき君子は民の父母、樂しき君子は令聞はまれもやまず」、目加田誠訳『詩経・楚辭』、平凡社、中国古典文学大系一五、昭和四四年）。唐代の注釈は、「君子」を有徳の賢臣とし、人君が有徳の賢臣を任用するという文脈で解している。

- *清、沈之奇撰『大清律輯註』、法律出版社、二〇〇〇年
- *滋賀秀三著「中国法の基本的性格」、『中国法制史論集—法典と刑罰』所収、創文社、二〇〇三年
- *滋賀秀三訳注『唐律疏議訳注編 訳注日本律令 五』、東京堂出版、昭和五四年
- *小林武著『中国近代思想研究』、朋友書店、二〇一九年